

(略・都の住民であることが確認できなかった請求人)

東京都監査委員	山	内	晃
同	早	坂	義弘
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものであり、住民監査請求が適法となるためには、請求人が当該普通地方公共団体の住民であることが要件となるものである。

ところで、本件請求にかかる請求人について、都の住民であることを確認するために、請求人の住所地として請求書に記載された区に照会したところ、同区から、記載の住所地に請求書記載の氏名の者の住民票が存しない旨の通知を受けた。

したがって、請求人が都の住民であることを確認できなかった。

よって、本件請求は、法第 2 4 2 条に定める住民監査請求として不適法である。

(略・都の住民であることが確認できなかった請求人)

東京都監査委員	山	内	晃
同	早	坂	義弘
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものであり、住民監査請求が適法となるためには、請求人が当該普通地方公共団体の住民であることが要件となるものである。

ところで、本件請求にかかる請求人について、都の住民であることを確認するために、請求人の住所地として請求書に記載された市に照会したところ、同市から、記載の住所地に請求書記載の氏名の者の住民票が存しない旨の通知を受けた。

したがって、請求人が都の住民であることを確認できなかった。

よって、本件請求は、法第 2 4 2 条に定める住民監査請求として不適法である。

2 監 総 第 7 6 4 号  
令和2年12月24日

(略・請求時に未成年の請求人)

東京都監査委員	山	内	晃
同	早	坂	義弘
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和2年11月11日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求にかかる請求人が地方自治法第242条に定める住民監査請求の請求人としての資格を有しているか否かについて調査を行ったところ、本件請求時において請求人が未成年であることを確認した。

住民監査請求を行うに当たっては、法律上の行為能力が求められ、未成年者が法律行為を行うには法定代理人の同意が必要であるが（民法第5条）、本件請求についてその同意は確認できない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

(略・都の住民であることが確認できた請求人)

東京都監査委員	山	内	晃
同	早	坂	義 弘
同	茂	垣	之 雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和 2 年 1 1 月 1 1 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求は、東京都が推進する都市計画道路小金井 3・4・1 1 外 1 路線（以下「本件路線」という。）の整備事業（以下「本件事業」という。）は、昭和 3 7 年の国の都市計画決定に根拠を置くものであるが、当該決定は法が求める適正な手続を欠き無効であり、本件事業に係るオープンハウスの開催や環境概況調査に係る費用支出は違法であるなどとして、都知事に対し既に支出したオープンハウスの経費の返還と環境概況調査の執行を取りやめることを求める請求である。

本件請求の主眼は、形式的には二つの財務会計上の行為であるが、その実質は本件事業の根拠となる国の都市計画決定（昭和 3 7 年）の効力の適否（存否）を問うことで、本件事業の推進の適否を問うことにある。

本件事業の適否の問題は、都の財務会計上の行為との直接の関わりを離れた、総合的な判断を前提とする都の行政施策上の問題と解される。非財務会計行為たるあらゆる行政施策は、その帰結として公金支出その他財務活動を伴うが、その帰結部分たる財務活動を捉えて原因となる非財務会計行為のすべてを住民監査請求の対象とすることが広く是認されるとなると、法第 2 4 2 条第 1 項に定める財務会計上の行為のいずれにも該当

しない、およそ広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことができることとなり、財務会計上の行為に限定されている住民監査請求の制度趣旨を逸脱する。

本件請求が適法な住民監査請求であるためには、本件支出それ自体に固有の財務会計法規上の義務違反があることの疎明をすべきところ、本件請求には、その格別の疎明はなく、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性が客観的に摘示されているとはいえないものである。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるので、監査を実施しないこととし、その旨請求人に通知する。